共同研究講座の設置運営に関する協定書

国立大学法人横浜国立大学（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり共同研究講座の設置運営に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が公益性の高い共通の課題を共同して研究するため、甲の教育研究組織として共同研究講座（以下「講座」という。）を設置し、これを運営することを目的とする。

２　前項の講座は、国立大学法人横浜国立大学共同研究講座に関する規則（平成24年規則第93号、以下「規則」という。）に基づき設置及び運営する*（又はとともに、規則第３条第２号に定める指定共同研究講座とする）*。

３　講座の設置及び運営については、甲は大学の教育研究の進展及び研究成果の普及と活用の促進を図ることを社会的使命としており、乙は甲の国立大学法人としての特性と教育研究の自主性に十分配慮するものとする。

（講座の設置）

第２条　甲は、本協定の締結後遅滞なく、甲の教育研究組織として、講座を設置する。

２　前項の講座を設置する部局等は、別紙の１記載のとおりとする。

（講座の名称）

第３条　講座の名称は、別紙の２記載のとおりとする。

（講座の目的）

第４条　講座は、別紙の３記載の共同研究を実施することを目的とする。

２　前項の共同研究及びその研究成果の取扱い等については、第１条第３項に規定する甲の社会的使命と国立大学法人の特性を踏まえて別に締結する共同研究契約書によるものとする。

＜通常の共同研究講座（企業等機関派遣型）の場合＞

（講座の編制）

第５条　講座は、次の各号に掲げる者をもって編制する。

（１）共同研究担当教員（別紙の４記載の者及び甲が必要に応じて指名する甲の専任の教員であって、前条の共同研究に従事又は支援する者をいう。以下同じ。）

（２）共同研究講座教員（別紙の７記載の者をいう。以下同じ。）

（３）民間等共同研究員（別紙の８記載の乙の研究者であって、大学の研究実施場所において、甲の施設設備を用いて共同研究に従事する者をいう。以下同じ。）

２　乙は、甲に対し、前項第２号の共同研究講座教員候補者を推薦することができる。

３　甲及び乙が必要と認めるときは、講座に次の職員を置くことができる。

（１）非常勤職員（非常勤教員を含む。）

（２）その他甲の教職員又は乙の従業員

*＜指定共同研究講座（オープンイノベーション型）の場合＞*

*（講座の編制）＜以下の各項は条文例であり、弾力的な編成が可能＞*

*第５条　講座は、規則第17条に規定する指定共同研究講座の特例を適用し、次の各号に掲げる者をもって編制する。*

*（１）指定共同研究講座担当教員（別紙の４記載の者及び甲が必要に応じて指名する甲の専任の教員であって、前条の共同研究に従事又は支援する者をいう。以下同じ。）*

*（２）指定共同研究講座指名教員（規則第17条第２項により甲の学長が指名した別紙の７記載の者をいう。以下同じ。）*

*（３）民間等外部機関の研究者又は技術者（規則第17条第４項による別紙の８記載の者をいう。以下同じ。）*

*２　甲又は乙は、第４条の共同研究を実施するため、相手方との事前の協議により複数の研究課題を設定した上で、別に定める前項第３号の研究者又は技術者を当該研究課題ごとに指定するものとする。*

*３　甲及び乙が必要と認めるときは、講座に次の職員を置くことができる。*

*（１）非常勤職員（非常勤教員を含む。）*

*（２）その他甲の教職員又は乙の従業員*

（代表者の指名）

第６条　甲は、講座の運営に当たる大学の代表者（以下「大学代表者」という。）として、別紙の５記載の者を指名する。

２　乙は、講座の運営に当たる会社の代表者（以下「会社代表者」という。）として、別紙の６記載の者を指名する。

（講座等の運営）

第７条　講座の運営については、第１条第２項の規則を遵守するとともに、第１条第３項に規定する甲の社会的使命と国立大学法人の特性を踏まえて大学代表者及び会社代表者が協議の上、別に定める。

２　甲及び乙は、講座における共同研究の内容、方法、研究課題とその研究成果の達成目標、予算計画等を相互協力して取りまとめ、これに沿って共同研究を実施する。

（講座等の費用）

第８条　乙は、講座の設置及び運営並びに共同研究の実施に要する費用（以下「講座等費用」という。）として、別紙の９記載の金額を別に締結する共同研究契約書の定めに従い、甲に支払う。

２　前項の講座等費用の経理は甲が行い、当該費用により取得した施設設備及び備品等はすべて甲に帰属する。

（講座等の期間）

第９条　講座を設置し、運営する期間は、＊＊＊＊年＊＊月＊＊日から＊＊＊＊年＊＊月＊＊日までとする。ただし、当該期間は、甲及び乙が協議の上、これを延長することができる。

２　前項にかかわらず、別に締結する共同研究契約が有効期間の満了、または解除により終了した場合は、この講座の設置及び運営を同時に終了する。

３　前２項に定めるもののほか、天災その他の不可抗力又は研究遂行上やむを得ない事由による共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上、この講座の設置及び運営を終了し、又は講座の設置及び運営する期間を延長することができる。

（講座等の公表）

第１０条　甲及び乙は、第１条第３項に規定する甲の社会的使命と国立大学法人の特性を踏まえ、本協定の締結の事実、講座の設置及び運営について公表するものとする。ただし、乙が講座における共同研究の内容又は講座等費用の公表を望まないときは、甲及び乙が協議した期間は公表しない。なお、本協定の締結の事実、講座の設置及び運営について公表する場合は、相手方に事前に通知の上、その承諾を得るよう努めるものとする。

（協定の効力）

第１１条　本協定は、その締結と同時に効力を生じ、＊＊＊＊年＊＊月＊＊日までその効力を有する。ただし、当該期間は、甲及び乙が協議の上、これを延長することができる。

（疑義等の解決）

第１２条　本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義を生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを解決する。

（裁判管轄）

第１３条　本協定に関する訴えは、被告の所在地の裁判所の管轄に属する。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲 神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台７９番１号

国立大学法人横浜国立大学

　　　学 　　長 　　○　○　○　○

乙　○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○株式会社

代表取締役社長　○　○　○　○

別紙

１．講座を設置する部局等

大学院○○研究院（連携部局：大学院△△研究院）

２．講座の名称

○○○○共同研究講座

３．共同研究の目的

○○○○

４．共同研究担当教員*（又は指定共同研究講座担当教員）*

大学院○○研究院　教授　○○○○

５．大学代表者

大学院○○研究院長　○○○○

６．会社代表者

○○○○株式会社　○○○○

７．共同研究講座教員*（又は指定共同研究講座指名教員）*

大学院○○研究院　教授　○○○○

８．民間等共同研究員*（又は民間等外部機関の研究者又は技術者）*

○○○○株式会社　○○○○*（連携教授）*

○○○○*（連携研究員）*　*※称号付与は指定共同研究講座のみ*

○○○○*（連携研究員）*

*（注）括弧内は、規則第17条第５項により甲の学長が付与する称号の名称*

９．講座等費用　　　　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

直接経費　　　　　　　　　　円

間接経費　　　　　　　　　　円

　　（注）講座等費用の詳細は、別に定める共同研究契約書の金額とする。